

## 釧路市立博物館トランクキット利用規程

平成28年4月19日

### 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市立博物館（以下「本館」という。）が運用する「トランクキット」の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 利用者の範囲は、次項に該当する団体とする。

2 釧路の自然と歴史についての認識と理解を深めること等を目的として使用を希望し、次の各号のいずれかに該当する

- (1) 学校教育機関
- (2) 生涯学習施設・団体
- (3) 観光施設・団体
- (4) その他館長が認めた者

(利用料)

第3条 利用料は無償とする。ただし、往復の運送にかかる費用等については、利用者が負担するものとする。

(利用の手続き)

第4条 第2条に該当する利用者が、利用を希望する場合は、原則として、利用開始希望日の2週間前までに借用申請書（様式第1号）を館長に提出するものとする。

2 館長は、利用を認める場合は、必要な条件を付し、貸出承認書（様式第2号）を発行するものとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、運送期間を含めて2週間以内とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 1ヶ月を越えない範囲で、遠隔地（本州、沖縄、その他離島など）からの利用の場合
- (2) その他館長が認めた場合

(利用キット数)

第6条 利用キット数は、1団体につき1回あたり1キットとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 1キット1クラスで、複数のクラスで個別に利用する場合
- (2) その他館長が認めた場合

(利用に伴う遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) トランクキットの全部又は一部を転貸し又は担保に供してはならない。
- (2) トランクキットを良好な状態で利用しなければならない。

(亡失・汚損)

第8条 利用者がトランクキットを亡失又は汚損したときは、利用者はただちに申し出て、破損・紛失届(様式第3号)を館長に提出しなければならない。

2 前項の場合、利用者は、トランクキットに損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、利用者の故意又は重大な過失によるものであると館長が認めた場合に限る。

(利用停止等)

第9条 館長は、不都合な行為のあった利用者に対して、利用停止等の措置をとることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、トランクキットの利用に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月19日から施行する。